

国東市中小企業・小規模事業者 エネルギー料金高騰対策助成金のご案内

国東市では、原油価格及び物価高騰により事業活動に影響を受けている市内中小企業等に対し、事業継続に取り組む事業者を支援するため、令和7年7月から12月分のエネルギー料金の一部を助成金として交付します。

対象事業者

次に掲げる①～⑤の要件をすべて該当するものとします。

- ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、又は同条第5項に規定する小規模企業者(ただし、主として農業・漁業・林業の事業者は除く。他の助成金・補助金との併用は不可)
- ②令和6年11月30日以前に創業し、直近の申告を完了し、市内に事業所を有している事業者
- ③今後も事業活動を行う意思のある事業者
- ④市税等を滞納していない事業者
- ⑤令和7年の半年間(7月から12月)において、市内事業所で使用したエネルギー料金(電気、ガス、事業用燃料)の税込合計が19万8千円以上の事業者(ただし、電気・ガス料金で、住居兼事業所で使用した料金や事業用燃料で自家用車兼業務利用車両に使用したガソリン料金は2/3を乗じます。)

助成金の額

事業者につき、1回限りの交付となります。

市内事業所において事業者が支払った令和7年7月～12月までの6か月分のエネルギー料金(※)の合計額に応じて、5万円から20万円助成します。

令和7年7月～12月に使用した市内事業所の エネルギー料金(※)の合計額(税込)	助成金の額
198,000円以上330,000円未満	5万円
330,000円以上660,000円未満	10万円
660,000円以上990,000円未満	15万円
990,000円以上	20万円

※エネルギー料金:電気、ガス、軽油・灯油等事業用燃料

申請期間

令和8年4月1日～7月31日まで(必着)

申請方法

1. 申請に必要な書類等の入手方法

市ホームページ、国東市役所(本庁)2階観光・地域産業創造課窓口

2. 申請に必要な書類

(1)助成金交付申請書兼請求書【様式第1号】

(2)交付申請額明細書 【様式第2号】

(3)誓約及び同意書 【様式第3号】

(4)エネルギー料金の領収書等(通帳の写し含む)

※ただし、領収書等で対象月が確認できない場合は、別途請求明細書等の添付が必要です。

(5)業務利用車両分の車検証の写し(事業用燃料に車両利用分を含める場合)

(6)事業活動を証明する書類(直近の確定申告書等の写し)

・個人事業者で青色申告した場合:令和7年分の確定申告書及び所得税青色申告書決算書の写し

・個人事業者で白色申告した場合:令和7年分の確定申告書及び収支内訳書の写し

・個人事業者で住民税申告した場合:令和8年度分の住民税申告書の写し及び収支内訳書の写し

・法人の場合:直近の法人税の確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し、決算書(「損益計算書」、「販売費・一般管理費内訳書」)

(7)振込先口座が確認できる書類(金融機関、口座番号、口座名義等が分かる通帳等の写し)

申請書類は、郵送または窓口で申請してください。

郵送先

〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地
国東市観光・地域産業創造課内
「エネルギー料金事業者助成金担当」宛

窓口申請

国東市役所(国東市国東町鶴川149番地)
2階 観光・地域産業創造課(産業創出係)窓口

注意事項:助成金の交付後、該当しない事実や不正等が発覚した場合には、助成金を返還していただきます。

【申請に関する問い合わせ先】

国東市観光・地域産業創造課産業創出係

☎0978-72-5183) 午前8時30分~午後5時まで

HP もチェックしてね→

